運営指導を受ける事業者様自身にて、各項目の適否について☑を付け、提出してください。

**船橋市　指定障害福祉サービス事業者等指導調書**

**（短期入所）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営指導年月日 | | 年　　月　　日 |
| 事業者（法人）名 | |  |
| 事業所の名称 | |  |
| 事業所指定番号 | |  |
| 事業所の所在地 | | 〒　　　－ |
| 種別 | | □単独型　□空床利用型　□併設型 |
| 定員 | |  |
| 管理者 | |  |
| 資料作成者 | 職・氏名 |  |
| 連絡先 |  |

指導調書における表記等について

Ａ．省略表記

１．「法」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」をいう。

２．「基準省令」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)」をいう。

３．「基準条例」とは、「船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和5年船橋市条例第24号）」をいう。

４．「契約支給量」とは、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量をいう。

５．「費用算定基準告示」「告示」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年９月２９日厚生労働省告示第５２３号）」をいう。

　　なお、関連告示として、同日付第５３９号告示において、一単位の単価及び級地区分毎に乗ずる割合が示されている。

６．「解釈通知」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成１８年１２月６日付け障発１２０６００１号）」をいう。

Ｂ．根拠条文について

　　「根拠条文及び市処理欄」に記載のある§以降の番号は、基準条例等の根拠条項を示したもの。

　　例：基準省令第5条第1項第1号(ｱ)　→　§5①⑴(ｱ)

　　　　基準条例第5条第1項第1号(ｱ)　→　条§5①⑴(ｱ)

　　　　　　　法第5条第1項第1号(ｱ)　→　法§5①⑴(ｱ)

| **運営指導項目** | **適否** | **根拠条文等**  **及び市処理欄** |
| --- | --- | --- |
| **第１　基本方針** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定障害福祉サービス等の提供に努めているか。 | □適  □否 | §3②  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | □適  □否 | §3③  □A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な保護を適切に行っているか。 | □適  □否 | §114  □A　□B |
| **第２　人員に関する基準**  **◆従業者の数** |  |  |
| ⑴　指定短期入所として併設事業所（併設型）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次に掲げる場合に応じ、その定める数となっているか。   1. 指定障害者支援施設、その他入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合：   当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上   1. 指定自立訓練（生活訓練）事業者（宿泊型自立訓練の事業祖行う者に限る）又は指定共同生活援助事業者（以下、「指定共同生活介護事業者等」という）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合（イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数）   　　　イ　指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）又は指定共同生活援助を提供する時間帯／指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定共同生活援助事業所の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上  ロ　指定短期入所を提供する時間帯（イに掲げるものを除く）／次の(1)又は(2)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数  　　　　(1)当該日の指定短期入所の利用者の数が６以下　１以上  (2)当該日の指定短期入所の利用者の数が７以上　１に当該日の指定短期入所の利用者の数が６を超えて６又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 | □適  □否  □非該当 | §115①  □A　□B |
| ⑵　指定短期入所が、その施設の全部または一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下、「空床利用型事業所」という）におくべき従業者の員数は、次に掲げる場合に応じ、その定める数となっているか。   1. 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合：   当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上   1. 指定自立訓練（生活訓練）事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合：   イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数  イ　指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等を提供時間する時間帯／指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上  ロ　指定短期入所を提供する時間帯（イに掲げるものを除く。）／次の(1)または(2)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)または(2)に掲げる数  (1)当該日の指定短期入所の利用者の数が６以下　１以上  (2)当該日の指定短期入所の利用者の数が７以上　１に当該日の指定短期入所の利用者の数が６を超えて又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 | □適  □否  □非該当 | §115②  □A　□B |
| ⑶　併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（単独型事業所）に置くべき生活支援員の員数は、指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、次に掲げる人数を満たしているか。  ①　指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）・（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A・B事業所、指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（入所によるものを除く。）（以下「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合：  イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数  イ　指定生活介護事業所等のサービス提供時間  当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上  ロ　イに掲げる時間以外  (1)単独型のその日の利用者数が6以下　１以上  (2)単独型のその日の利用者数が７以上　１に当該日の利用者数が6を超えて6又はその端数を増す事に１を加えて得た数以上  ②　①以外の事業所  　　　　①ロの規定を準用して得た数  　　③　①及び②に掲げる生活支援員又はこれに準ずる従業者を配置した場合であっても、障害の程度が著しく重度の利用者を受け入れる場合等については、他の障害福祉サービス事業所等との連携を図りつつ、利用者の状況に応じた適切な指定短期入所の提供が行われるよう、生活支援員のほか、医師及び看護職員も含め、必要な職種の従業者が確保されるよう努めているか。 | □適  □否  □非該当 | §115③  □A　□B |
| **◆管理者** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。  ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。 | □適  □否 | §116(§51)  □A　□B |
| **第３　設備に関する基準** |  |  |
| **◆設備** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業所は、併設事業所又は施設の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものとなっているか。 | □適  □否 | §117①  □A　□B |
| ⑵　併設事業所にあっては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、本体施設の設備（居室を除く。）を指定障害福祉サービス事業所の用に供することとしているか。 | □適  □否 | §117②  □A　□B |
| ⑶　空床利用型事業所にあっては、当該施設として必要とされる設備を有しているか。 | □適  □否 | §117③  □A　□B |
| ⑷　単独型事業所にあっては、以下の設備基準を満たしているか。  ・居室の定員（1室当たり4名以下、定員2名以上の場合は男女別室）  ・居室の広さ（1人当たり収納設備を除いて8㎡以上）  ・居室を地下に設けてはいけない  ・寝台設備（代替可）  ・ブザー又は代替設備を設けているか  ・食堂は食事の提供に支障がない広さを備え且つ必要な備品を備えてい  るか  ・浴室は利用者の特性に応じたものとなっているか  ・便所（居室がある各階ごとの設置で、利用者の特性に応じたもので  あるか）  　　・洗面所（居室がある各階ごとの設置で、利用者の特性に応じたもので  あるか） | □適  □否 | §117④⑤  □A　□B |
| **第４　運営に関する基準** |  |  |
| **◆内容及び手続きの説明及び同意** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、支給決定障害者等が利用の申込みを行ったときは、申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定サービス提供の開始について申込者の同意を得ているか。 | □適  □否 | §125(§9①)  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、社会福祉法第77条（利用契約成立時の書面交付）の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。  　　　・事業者の名称及び事業所の所在地  　　　・指定障害福祉サービス等の内容  　　　・利用者が支払うべき額に関する事項  　　　・サービス開始年月日  　　　・苦情受付窓口 | □適  □否 | §125(§9②)  □A　□B |
| **◆提供拒否の禁止** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、正当な理由なく指定障害福祉サービス等の提供を拒んでいないか。特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 | □適  □否 | §125(§11)  □A　□B |
| **◆連絡調整に対する協力** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス等の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | □適  □否 | §125(§12)  □A　□B |
| **◆サービス提供困難時の対応** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定障害福祉サービス等を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害福祉サービス事業者等の紹介その他の必要な支援を速やかに講じているか。 | □適  □否 | §125(§13)  □A　□B |
| **◆受給資格の確認** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス等の提供を求められた場合は、利用者の受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 | □適  □否 | §125(§14)  □A　□B |
| **◆介護給付費支給の申請に係る援助** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、当該障害福祉サービス等に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | □適  □否 | §125(§15①)  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、当該障害福祉サービス等に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | □適  □否 | §125(§15②)  □A　□B |
| **◆心身の状況等の把握** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | □適  □否 | §125(§16)  □A　□B |
| **◆指定障害福祉サービス事業者等との連携** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス等を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | □適  □否 | §125(§17①)  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | □適  □否 | §125(§17②)  □A　□B |
| **◆サービスの提供の記録** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス等の提供をした際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項をサービス提供の都度記録しているか。 | □適  □否 | §125(§19①)  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業所は、上記⑴の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定障害福祉サービス等を提供したことについての確認を受けているか。 | □適  □否 | §125(§19②)  □A　□B |
| **◆指定短期入所の開始及び終了** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、介護を受ける者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を対象に、指定障害福祉サービス等をしているか。 | □適  □否 | §118①  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定障害福祉サービス提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。 | □適  □否 | §118②  □A　□B |
| **◆入退所の記録の記載等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、入所又は退所に際しては、必要事項（受給者証記載事項）を受給者証に記載しているか。 | □適  □否 | §119①  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス等の提供により利用者が提供を受けた指定障害福祉サービス等の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しているか。  　　なお、介護給付費等請求の際の提出で差し支えない。 | □適  □否 | §119②  □A　□B |
| **◆支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス等を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | □適  □否 | §125(§20①)  □A　□B |
| ⑵　⑴の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対しサービス内容及び費用の説明を行い、その同意を得ているか。  　　ただし、次項目⑴及び⑵に掲げる支払についてはこの限りでない。 | □適  □否 | §125(§20②)  □A　□B |
| **◆利用者負担額にかかる管理** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害福祉サービス事業者が提供する指定障害福祉サービス等及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、それらのサービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額からそれらのサービスにつき法第２９条第３項（法第３１条による読替適用を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。  この場合において、当該指定障害福祉サービス事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | □適  □否  □非該当 | §125(§22)  □A　□B |
| **◆利用者負担額等の受領** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス等を提供した際は、支給決定障害者等から当該サービスに係る利用者負担額の支払を受けているか。 | □適  □否 | §120①  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、法定代理受領を行わない指定障害福祉サービス等を提供した際は、支給決定障害者等から当該サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 | □適  □否 | §120②  □A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、上記(１)及び(２)の支払を受ける額のほか、指定障害福祉サービス等において提供される便宜に要する費用のうち、次号の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受けているか。  　　ア　食事の提供に要する費用  　　イ　光熱水費  　　ウ　日用品費  　　エ　上記アからウに掲げるもののほか、指定障害福祉サービス等において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの  　　　　・利用者希望の身の回り品費用  　　　　　・利用者希望の教養娯楽費用  　　　　　・利用者希望の送迎に係る費用 | □適  □否 | §120③  □A　□B |
| ⑷　上記⑶ア及びイに掲げる費用については、「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成18年厚労省告示第545号）」に定められたところによるものとなっているか。 | □適  □否 | §120④  □A　□B |
| ⑸　指定障害福祉サービス事業者は、上記費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。 | □適  □否 | §120⑤  □A　□B |
| ⑹　指定障害福祉サービス事業者は、上記サービス内容及び費用について、あらかじめ利用者に説明を行い、利用者から同意を得ているか。 | □適  □否 | §120⑥  □A　□B |
| **◆介護給付費の額に係る通知等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、法定代理受領を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。 | □適  □否 | §125(§23①)  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、前項目⑵の法定代理受領を行わないサービス費用の支払を受けた場合は、その提供した指定障害福祉サービス等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。 | □適  □否 | §125(§23②)  □A　□B |
| **◆取扱方針** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス等は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。 | □適  □否 | §121①  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 | □適  □否 | §121②  □A　□B |
| ⑶　従業者は、サービス提供に当たり懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいよう説明を行っているか。 | □適  □否 | §121③  □A　□B |
| ⑷　指定障害福祉サービス事業者は、その提供する指定サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | □適  □否 | §121④  □A　□B |
| **◆サービスの提供** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス等の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。 | □適  □否 | §122①  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業所は、適切な方法により、１週間に２回以上利用者を入浴させ、又は清しきしているか。 | □適  □否 | §122②  条§6  □A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、その利用者に対して、支給決定障害者等の負担により、当該事業所の従業者以外の者による保護を受けさせていないか。 | □適  □否 | §122③  □A　□B |
| ⑷　指定障害福祉サービス事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行っているか。 | □適  □否 | §122④  □A　□B |
| ⑸　利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行っているか。 | □適  □否 | §122⑤  □A　□B |
| **◆緊急時等の対応** |  |  |
| 従業者等は、現に指定サービス等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | □適  □否 | §125(§28)  □A　□B |
| **◆支給決定障害者に関する市町村への通知** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、指定サービス等を受けている支給決定障害者が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 | □適  □否 | §125(§29)  □A　□B |
| **◆運営規程** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。  ①　事業の目的及び運営の方針  ②　従業者の職種、員数及び職務の内容  ③　利用定員（空床利用型は除く）  ④　指定短期入所の内容及び支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額  ⑤　サービス利用に当たっての留意事項  ⑥　緊急時等における対応方法  ⑦　非常災害対策  ⑧　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  ⑨　虐待の防止のための措置に関する事項  ⑩　その他運営に関する重要事項 | □適  □否 | §123  □A　□B |
| **◆定員の遵守** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、次の各号に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所の提供をしていないか。ただし、災害、虐待その他の止むを得ない事情がある場合は除く。  ①　併設型事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超える利用者の数  ②　空床利用型事業所にあっては、当該施設の利用定員（指定共同生活援助事業所にあっては、共同生活住居及びユニットの入居定員）及び居室の定員を超える利用者の数  ③　単独型事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数 | □適  □否 | §124  □A　□B |
| **◆秘密保持等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業所の従業者及び管理者若しくはそれらの地位にあった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | □適  □否 | §125(§36①②)  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、他の指定サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | □適  □否 | §125(§36③)  □A　□B |
| **◆情報の提供等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス等を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該サービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | □適  □否 | §125(§37①)  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービス事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | □適  □否 | §125(§37②)  □A　□B |
| **◆利益供与等の禁止** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者又はその従業者に対し（又はそれらの者等から）、利用者又はその家族に対して当該指定サービス事業者を紹介（又は家族を事業者に紹介）することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与（又は収受）していないか。 | □適  □否 | §125(§38①②)  □A　□B |
| **◆苦情解決** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、その提供した指定短期入所に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事務所における苦情を解決するために講ずる措置の概要について、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に提示することを行っているか。 | □適  □否 | §125(§39①)  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、⑴の苦情を受け付けた場合、その苦情の内容等を記録しているか。 | □適  □否 | §125(§39②)  □A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、その提供した指定障害福祉サービス等に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害福祉サービス事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | □適  □否 | §125(§39③)  □A　□B |
| ⑷　指定障害福祉サービス事業者は、その提供した指定障害福祉サービス等に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定短期入所の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | □適  □否 | §125(§39④)  □A　□B |
| ⑸　指定障害福祉サービス事業所は、その提供した指定障害福祉サービス等に関し、法第48条第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害福祉サービス事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | □適  □否 | §125(§39⑤)  □A　□B |
| ⑹　指定障害福祉サービス事業者は、市町村長等から求めがあった場合には、⑶～⑸に係る改善の内容を市町村長等に報告しているか。 | □適  □否 | §125(§39⑥)  □A　□B |
| ⑺　指定障害福祉サービス事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条（運営適正化委員会の行う苦情の解決のための相談等）の規定により行う調査又はあっせんにできる限りの協力をしているか。 | □適  □否 | §125(§39⑦)  □A　□B |
| **◆事故発生時の対応** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。また、船橋市に対して速やかに連絡・報告等しているか。 | □適  □否 | §125(§40①)  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、⑴の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 | □適  □否 | §125(§40②)  □A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | □適  □否 | §125(§40③)  □A　□B |
| **◆虐待の防止** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。   1. 当該指定障害福祉サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。   ②　当該指定障害福祉サービス事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。  ③　①②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | □適  □否 | §125  (§40の2)  □A　□B |
| **◆会計区分** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | □適  □否 | §125(§41)  □A　□B |
| **◆記録の整備** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。 | □適  □否 | §125(§42①)  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、利用者に対する指定障害福祉サービス等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定短期入所を提供した日から５年間保存しているか。  ＜電磁的記録について＞  指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、基準条例の規定において書面で行うこととして規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。また、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）にうち、基準条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、障害者等の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的記録によるものができる。 | □適  □否 | §125(§42②)  □A　□B |
| **◆相談及び援助** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に応じられる体制を図るとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | □適  □否 | §125(§60)  □A　□B |
| **◆管理者の責務** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業所の管理者は、当該指定障害福祉サービス事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。 | □適  □否 | §125(§66①)  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業所の管理者は、当該指定障害福祉サービス事業所の従業者に基準省令第6章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | □適  □否 | §125(§66②)  □A　□B |
| **◆勤務体制の確保等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、利用者に対し、適切な指定サービスを提供できるよう、指定障害福祉サービス事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。 | □適  □否 | §125(§68①)  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス事業所ごとに、当該指定障害福祉サービス事業所の従業者によって指定短期入所を提供しているか。  　（ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。） | □適  □否 | §125(§68②)  □A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 | □適  □否 | §125(§68③)  □A　□B |
| ⑷　指定障害福祉サービス事業者は、適切な指定サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | □適  □否 | §125(§68④)  □A　□B |
| **◆業務継続計画の策定等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | □適  □否 | §125  (§33の2①)  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 | □適  □否 | §125  (§33の2②)  □A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | □適  □否 | §125  (§33の2③)  □A　□B |
| **◆非常災害対策** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者並びに利用者及びその家族等に周知しているか。 | □適  □否 | §125(§70①)  条§5  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 | □適  □否 | §125(§70②)  □A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、⑵の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 | □適  □否 | §125(§70③)  □A　□B |
| **◆衛生管理等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 | □適  □否 | §125(§90①)  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービス事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。   1. 当該指定障害福祉サービス事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 2. 当該指定障害福祉サービス事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。   ③ 当該指定障害福祉サービス事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。 | □適  □否 | §125(§90②)  □A　□B |
| **◆身体拘束等の禁止** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行っていないか。 | □適  □否 | §125  (§35の2①)  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | □適  □否 | §125  (§35の2②)  □A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。  　①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  　②　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。  　③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 | □適  □否 | §125  (§35の2③)  □A　□B |
| **◆地域との連携等** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | □適  □否 | §125(§74)  □A　□B |
| **◆健康管理** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。 | □適  □否 | §125(§87)  □A　□B |
| **◆協力医療機関** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 | □適  □否 | §125(§91)  □A　□B |
| **◆掲示** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。（当該指定障害福祉サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、上記の掲示に代えることができる。） | □適  □否 | §125  (§92①②)  □A　□B |
| **◆変更の届出等** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定にかかる事業所の名称及び所在地その他の厚生労働省令（平成18年厚生労働省令第19号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」第34条の23）で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令（同上）の定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。 | □適  □否  □該当無 | ＊法  □A　□B |
| **◆情報公表対象サービス等の利用に資する情報の報告及び公表** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスの提供を開始しようとするとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、情報公表対象サービス等情報（その提供する情報公表対象サービス等の内容及び情報公表対象サービス等を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、情報公表対象サービス等を利用し、又は利用しようとする障害者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保するために公表されることが適当なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）を市長に報告しているか。 | □適  □否 | ＊法§76-3  □A　□B |